

長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、長岡京市における生涯学習の推進を図るため、広く市民の生涯学習活動及び事業に要する経費に対して、予算の範囲内において生涯学習推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象は、次条に規定する活動及び事業を行う団体又はサークルとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体等については助成対象としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) 行政等から補助金・負担金等の運営補助を受けている団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付を受けることが適当でないと市長が認める団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる活動及び事業は、長岡京市民の生涯学習に関し次に掲げるものとする。

- (1) 研究・調査の事業
- (2) 情報等の収集とその提供
- (3) 学習会・講座の開催
- (4) 啓発イベントの開催
- (5) その他生涯学習の推進に寄与する意義ある適切な事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、助成対象としない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 団体等との交流や会員間の親睦を主たる目的とする事業
- (2) 既に定例化している事業
- (3) 助成を受けなくても、十分実施できる事業
- (4) 長岡京市民の自由な参加を認めない、特定の者のみに実施する事業
- (5) 宣伝、営利を主たる目的とする事業

(6) 特定の政治、宗教、思想等に関連する事業

(7) その他助成の目的を達しない事業

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、前条に定める活動又は事業の実施に係る経費とし、別表第1のとおりとする。

(助成金の額等)

第5条 前条の経費に対する助成率及び助成金の額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 一助成対象団体に対する助成金の交付は、同一年度内に1回を限度とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、事業開始前に生涯学習推進事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 生涯学習推進事業実施計画書(様式第1号の2)

(2) 収支予算書(様式第1号の3)

(3) 事業実施に関する資料

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請について、助成金の交付決定前に事業を開始した場合は、助成金の交付を受けることはできない。

ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を開始しなければならない場合において、事前着手届(様式任意)を提出し、市長が認めた場合は、この限りでない。

3 前2項について、通算3か年度を超えて実施する同一の事業については、申請することができない。

ただし、継続理由書(様式任意)を提出し、市長が必要と認めた場合は、別表第2の額の範囲内で申請することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、生涯学習推進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) この助成金は、この要綱に基づく助成対象事業に使用し、他の目的に使用してはならないこと。

(2) 助成の目的に反し助成金を使用した場合は、助成金の一部又は全部を返還させることがあること。

(3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末日までに事業終了報告書に

関係書類を添付して市長に提出しなくてはならないこと。

(4) 助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(6) 助成事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、生涯学習推進事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、生涯学習推進事業計画変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第9条 助成事業者は、事業の完了後、生涯学習推進事業助成金事業終了報告書（様式第5号）に掲げる書類を添付して事業の完了した年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 生涯学習推進事業実績報告書（様式第5号の2）

(2) 収支決算書（様式第5号の3）

(3) 事業実施に関する資料

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査により、その助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、生涯学習推進事業助成金確定通知書（様式第6号）により当該助成事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた助成事業者は、生涯学習推進事業助成金交付請求書（様式第7号）により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受け付けた場合は、助成事業者に対し、助成金を交付するものとする。

(是正措置)

第12条 市長は、助成事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる助成事業の成果が助成金の交付条件等に適合しないと認めるときは、

その助成事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。
(交付の特例)

第13条 市長は、助成事業の性質上特に必要と認めるときは、第11条の規定にかかわらず、その活動及び事業の施行前又は施行中に助成金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする助成事業者は生涯学習推進事業助成金概算交付請求書(様式第8号)に第7条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由書を添付して市長に提出しなくてはならない。
(助成金の交付取消し等)

第14条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、助成金の交付決定又は確定を取消し又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 助成金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、助成金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

2 前項の規定により取消し又は変更する場合は生涯学習推進事業助成金交付決定取消(変更)通知書(様式第9号)により助成事業者に通知するものとする。
(助成金等の返還)

第15条 市長は、前条の規定により助成金の取消し等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて生涯学習推進事業助成金返還命令通知書(様式第10号)により助成金の返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により助成金の交付を行った場合において、助成金交付済額が実績報告に基づく必要な助成額を超えたときは、当該助成事業者に対して、その差額を期限を定めて返還させなければならない。

3 市長は、前項の場合において、助成金の返還が納期限までにされなかったときは、助成事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。
(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成対象経費（費目）	内容
報償費	・講師、出演者、協力者等への謝金等 ※団体構成員への謝金を除く。
旅費	・講師等の移動のための交通費、通行料等 ・事業実施に伴う団体構成員の旅費 ※参加者の旅費を除く。
消耗品費	・コピー用紙、封筒、工作材料等 ・講師等の飲料費（食べ物を除く。） ※プリンタートナー（インク）等、事業実施に要した部分が明確に区別できないものを除く。
印刷製本費	・会議資料、ポスター、チラシ等の印刷製本費
通信運搬費	・郵送料等
手数料	・謝金の振込手数料等
保険料	・ボランティア保険料等
使用料・賃借料	・会場使用料、音響賃借料、エアコン使用料等

別表第2（第5条及び第6条関係）

区分	助成率	助成限度額
①広く市民（在勤・在学者を含む。）を対象とする事業 ②小学校区内の住民を対象とする事業 ③自治会内の住民を対象とする事業	対象経費の 2 / 3	3万円
上記の事業で、通算3か年度を超えて実施する同一の事業で、市長が必要と認めた場合	対象経費の 1 / 2	1万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名

代表者名

生涯学習推進事業助成金交付申請書

長岡京市生涯学習推進事業助成金の交付を受けたいので、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業名称	
交付申請	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 生涯学習推進事業実施計画書（様式第 1 号の 2） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第 1 号の 3） <input type="checkbox"/> 事業実施に関する資料 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

【団体の概要】

団体の活動内容		
連絡責任者 (上記代表者と 同内容の項目 は記入不要)	住所	〒 ー
	氏名	(フリガナ)
	連絡先	TEL
Eメール		

様式第1号の2（第6条関係）

年度 生涯学習推進事業実施計画書

団 体 等 名			
事業名称			
種 類	<input type="checkbox"/> (1) 研究・調査の事業 <input type="checkbox"/> (2) 情報等の収集とその提供 <input type="checkbox"/> (3) 学習会・講座の開催	<input type="checkbox"/> (4) 啓発イベントの開催 <input type="checkbox"/> (5) その他 ()	
事業のねらい	何をねらって事業を行うのかを記入してください。		
事業内容	実施日の流れ（具体的な事業の流れを記入してください。）		
	月 日()		
	月 日()		
	月 日()		
対 象 者		広報・周知の方法	
実施場所		参加予定人数	人
講師の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（講師氏名又は団体名） ()		
事業実施年数	年目の事業	助成金の回数	回目

様式第1号の3 (第6条関係)

年度 収 支 予 算 書

団体等名

[収 入]

(単位:円)

科 目	予 算 額	内 訳
1 参 加 費		
2 寄 付 金		
3 雑 収 入		
4 市 助 成 金		
合 計		※支出合計と同額であること

[支 出]

(単位:円)

科 目	予 算 額	内 訳
1 報 償 費		
2 旅 費		
3 消 耗 品 費		
4 印 刷 製 本 費		
5 通 信 運 搬 費		
6 手 数 料		
7 保 険 料		
8 使 用 料 ・ 賃 借 料		
合 計		※収入合計と同額であること

[参考] 助成対象となる経費 (別表第1)

※事業実施のために係る費用のみが対象です。

1 報 償 費	・講師、出演者、協力者等への謝金等 ※団体構成員への謝金を除く。
2 旅 費	・講師等の移動のための交通費、通行料等 ・事業実施に伴う団体構成員の旅費 ※参加者の旅費を除く。
3 消 耗 品 費	・コピー用紙、封筒、工作材料等 ・講師等の飲料費 (食べ物を除く。) ※プリンタートナー (インク) 等、事業実施に要した部分が明確に区別できないものを除く。
4 印 刷 製 本 費	・会議資料、ポスター、チラシ等の印刷製本費
5 通 信 運 搬 費	・郵送料等
6 手 数 料	・謝金の振込手数料等
7 保 険 料	・ボランティア保険料等
8 使 用 料 ・ 賃 借 料	・会場使用料、音響賃借料、エアコン使用料等

長岡京市指令教第 号
年 月 日

様

長岡京市長

生涯学習推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度生涯学習推進事業助成金については、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第7条に基づき下記条件を付して交付決定したので通知する。

記

1 助成事業名 _____

2 助成金額 金 _____ 円

3 助成条件

- (1) この助成金は、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱に基づく助成対象事業に使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 助成の目的に反し助成金を使用した場合は、助成金の一部又は全額を返還させることがある。
- (3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末までに事業終了報告書に関係書類を添付して市長に提出しなくてはならない。
- (4) 助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 助成事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
 団体等名
 代表者名

生涯学習推進事業計画変更承認申請書

年 月 日付長岡京市指令教第 号で交付決定のあった生涯学習推進事業について事業計画の変更をしたいので、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

助成事業名					
変更の理由					
変更の内容					
対象事業費		変更前		変更後	
		科 目	金 額	科 目	金 額
合 計		円		円	
財源内訳	自 己 資 金	円		円	
	交 付 申 請 額	円		円	
	そ の 他	円		円	
その他の参考事項					

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

生涯学習推進事業計画変更承認書

年 月 日付をもって申請のありました事業計画変更については、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により、下記の条件を付して承認する。

記

- 1 助成事業名 _____
- 2 変更承認後助成金額 金 _____ 円
- 3 承認条件

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名

代表者名

生涯学習推進事業助成金事業終了報告書

年度生涯学習推進事業助成金事業を完了したので、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 生涯学習推進事業実績報告書（様式第5号の2）
- 2 収支決算書（様式第5号の3）
- 3 事業実施に関する資料

様式第5号の2（第9条関係）

年度 生涯学習推進事業実績報告書

団 体 等 名			
事業名称			
対 象 者		広報・周知の 方 法	
実 施 場 所		参 加 人 数	人
事業内容	実施日の流れ（具体的な事業の流れを記入してください。）		
	月 日（ ）		
	月 日（ ）		
	月 日（ ）		
成 果 と 課 題	実施計画書の「事業のねらい」をふまえて、事業から得た成果と課題を記入してください。また、次年度以降の事業の見通しについてご記入ください。		

様式第5号の3（第9条関係）

年度 収 支 決 算 書

団体等名

[収 入]

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
1 参 加 費			
2 寄 付 金			
3 雑 収 入			
4 市 助 成 金			
合 計			※支出合計と同額であること

[支 出]

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
1 報 償 費			
2 旅 費			
3 消 耗 品 費			
4 印 刷 製 本 費			
5 通 信 運 搬 費			
6 手 数 料			
7 保 険 料			
8 使 用 料 ・ 賃 借 料			
合 計			※収入合計と同額であること

[参考] 助成対象となる経費（別表第1）

※事業実施のために係る費用のみが対象です。

1 報 償 費	・ 講師、出演者、協力者等への謝金等 ※団体構成員への謝金を除く。
2 旅 費	・ 講師等の移動のための交通費、通行料等 ・ 事業実施に伴う団体構成員の旅費 ※参加者の旅費を除く。
3 消 耗 品 費	・ コピー用紙、封筒、工作材料等 ・ 講師等の飲料費（食べ物を除く。） ※プリンタートナー（インク）等、事業実施に要した部分が明確に区別できないものを除く。
4 印 刷 製 本 費	・ 会議資料、ポスター、チラシ等の印刷製本費
5 通 信 運 搬 費	・ 郵送料等
6 手 数 料	・ 謝金の振込手数料等
7 保 険 料	・ ボランティア保険料等
8 使 用 料 ・ 賃 借 料	・ 会場使用料、音響賃借料、エアコン使用料等

様式第6号（第10条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

様

長岡京市長

生涯学習推進事業助成金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令教第 号をもって交付決定した 年度
生涯学習推進事業に対し、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第10条の規定
に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 交付決定額 金 _____ 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団体等名

代表者名

生涯学習推進事業助成金交付請求書

年度生涯学習推進事業助成金の交付額の確定通知を受けたので、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 添付書類

(1) 確定通知書の写し

長岡京市長 様

住 所
団体等名
代表者名

生涯学習推進事業助成金概算交付請求書

年度生涯学習推進事業助成金の概算交付を受けたいので、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 請求内訳

(単位：円)

交付決定額	前回までの受入済額	今回請求額

3 概算請求の理由

4 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

長教 第 号
年 月 日

様

長岡京市長

生涯学習推進事業助成金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）による生涯学習推進事業助成金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取消（変更）したので通知します。

1 助成金事業の名称

2 交付決定の取消（変更）額

交付決定額 _____ 円

今回取消（変更）額 _____ 円

更正決定額 _____ 円

3 取消（変更）をする理由

4 取消（変更）をする事業の内容（取消額・変更額の算定基礎）

様式第10号（第15条関係）

長教 第 号
年 月 日

様

長岡京市長

生涯学習推進事業助成金返還命令通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）により交付決定通知をし、既に交付した 年度の生涯学習推進事業助成金について、長岡京市生涯学習推進事業助成金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額 金 _____ 円

2 返還期限 _____ 年 月 日